

平成30年11月29日

各位

株式会社十六銀行

「じゅうろく後見支援預金」取扱範囲の拡大について

株式会社十六銀行（頭取 村瀬幸雄）は、平成30年12月3日（月）より、「じゅうろく後見支援預金」の取扱範囲を拡大いたします。

平成30年10月より取扱開始した「じゅうろく後見支援預金」について、口座開設が愛知県内・三重県内店舗の場合、ならびに、管轄裁判所が名古屋家庭裁判所（本庁および各支部）・津家庭裁判所（四日市支部のみ）の場合もお取り扱いできるようになります。

これまでには口座開設が岐阜県内店舗かつ管轄裁判所が岐阜家庭裁判所の場合のみと限られておりましたが、今回の取扱範囲拡大により、岐阜・愛知・三重の当行営業エリアすべてにお住まいの方々に「じゅうろく後見支援預金」をご利用いただけるようになります。

後見支援預金は東海三県の金融機関で唯一の取扱いであり、利便性向上を図ることで後見支援制度の普及に努めるとともに、引き続き地域の皆さまのニーズにお応えできるよう新たな商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日

平成30年12月3日（月）

2. 後見支援預金とは

後見制度を利用されるご本人さま（被後見人さま）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭について別管理するための預金口座です。

この預金は、家庭裁判所の発行する「指示書」がなければ、口座開設ならびにお支払い、ご入金、解約など口座についてのすべてのお取引を行うことはできません。

家庭裁判所の関与があることより、被後見人さまの財産について透明性の高い適切な管理ができるため、後見人さまの財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

<後見支援預金のご利用イメージ>



<取扱店舗および管轄裁判所>

口座開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜県内店舗 ・ 愛知県内店舗 ・ 三重県内店舗
お支払い・お預入れ等の各種お取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全店舗（東京・大阪含む）
管轄家庭裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜家庭裁判所（本庁、各支部、各出張所） ・ 名古屋家庭裁判所（本庁、各支部） ・ 津家庭裁判所（四日市支部のみ）

※PLAZA JUORKU 各支店では、口座開設を含む各種お取引はお取り扱いできません。

<「じゅうろく後見支援預金」商品概要>

対象となる預金	<p>普通預金（決済専用型を除く）</p> <p>※別途、「後見支援預金に係る専用口座取扱依頼書 兼 特約書」をご提出いただきます。</p>
ご利用いただける方	後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方
ご利用期間	期間の定めはありません。
口座開設方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき口座開設いただけます。
お預入方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預入れいただけます。 ※お預入れの都度、「指示書」のご提出が必要となります。
お引出方法	家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお引出しいただけます。 ※お引出しの都度、「指示書」のご提出が必要となります。
適用金利	弊行が店頭に表示する普通預金の利率
キャッシュカード	発行できません。
口座振替	ご利用いただけません。 ※ただし、定期交付金支払についての「じゅうろく定額自動送金サービス」に限りご利用いただけます。
契約の終了	<p>以下の(1)～(5)のいずれかに該当した場合、契約は終了します。</p> <p>(1)預金者が亡くなられた場合</p> <p>(2)家庭裁判所交付の「指示書」に基づき解約する申し出があった場合</p> <p>(3)成年後見制度の支援を受ける預金者について後見開始取消審判が確定した場合</p> <p>(4)未成年後見制度の支援を受ける預金者が成年に達した場合（婚姻により成年に達したとみなされた場合）</p> <p>(5)預金者または後見人の責めに帰すべき事由により当行が終了すべきと判断した場合</p>
口座開設手数料	10,800円(税込)
口座管理手数料	年間 3,240円(税込)（2年目以降）

<商品に関するお問い合わせ先 TEL 0120-50-8616>

以上

【ご照会先：経営企画部 ブランド戦略室 TEL 058-266-2512】